

## 大阪南消防組合郵便入札実施要綱

令和2年4月20日

要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、その他関係法令及び大阪南消防組合財務規則（令和6年大阪南消防組合規則第14号）に定めるもののほか、大阪南消防組合（以下「消防組合」という。）が発注する案件について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件等)

第2条 郵便入札の対象となる案件は、大阪南消防組合競争入札参加資格審査及び業者選定委員会で決定したものとする。

(郵便入札による公告等)

第3条 この要綱において、郵便入札は、制限付き一般競争入札にあつては公告に、指名競争入札にあつては指名通知書にその旨を記載するものとする。

(入札書等の郵送方法)

第4条 入札参加者は、入札書又は内訳書を必要とする場合は、入札書と内訳書（以下「入札書等」という。）を次に掲げる方法により、入札書郵便差出期間内に郵送しなければならない。

- (1) 郵送用の外封筒（別紙1）及び入札用の内封筒（別紙2）の二重封筒とし、使用する封筒（以下「指定封筒」という。）の規格は、外封筒を角形2号、内封筒を長形3号とする。
- (2) 内封筒には、指定した内封筒用貼付シートを貼り付け、入札書等を封入し、消防組合へ届出済みの使用印鑑（以下「使用印鑑」という。）又は実印をもって封印（裏面割印）しなければならない。
- (3) 外封筒には、指定した外封筒用貼付シートを貼り付け、前号の規定による内封筒を入れ、使用印鑑又は実印をもって封印（裏面割印）しなければならない。この場合において、複数の案件を1つの外封筒に封入するときは、内封筒は必ず1案件ごとに作成し、外封筒用貼付シートには封入した全ての案件名を記載しなければならない。
- (4) 前号の規定による外封筒は、消防組合が指定する郵便局（以下「指定郵便局」という。）への局留による一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送

しなければならない。

- (5) 入札回数は、1回とする。
- (6) 入札参加に要したすべての費用は、開札の結果又は入札の中止等にかかわらず、入札参加者の負担とする。
- (7) 入札書等の郵送された書類は、いかなる場合も返却しないものとする。

(入札書等の受領及び管理等)

第5条 管理者は、前条により郵送された入札書等を、開札日の前日までに指定郵便局から受領し、開札時刻まで金庫等の確実な方法で厳重に保管しなければならない。

- 2 保管した入札書等は、外封筒を開封して内封筒の封かん状態を確認するものとし、いかなる理由があっても開札時刻まで内封筒を開封しないものとする。

(入札の辞退)

第6条 指名競争入札において指名を受けた者は、入札書等を郵送する前に限り、入札を辞退することができる。この場合において、一旦入札を辞退した者は、その辞退を撤回することができない。

- 2 前項の規定により入札を辞退しようとする者は、開札日の前日までに、辞退届を持参し、又は郵送（必着）しなければならない。
- 3 消防組合は、前2項の規定により入札を辞退したことを理由として、その後の入札の指名その他の取扱いにおいて不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 開札日の前日までに入札書等が指定郵便局に到着していないときは、入札を辞退したものとみなす。
- 5 入札参加者は、入札書等を郵便により差し出した後は、入札を辞退することができない。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法（持参を含む。）で入札書等を提出した入札
- (3) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (4) 指定の封筒用貼付シートに差出人名が記載されていない入札
- (5) 指定封筒の様式以外の封筒で入札書等を郵送した入札
- (6) 入札書等が消防組合の指定した日を過ぎて到着した入札

- (7) 記名押印を欠く入札
- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 入札書等の金額、氏名、印影等が不明瞭なとき又は重要な文字の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 使用印鑑又は実印以外の印鑑を使用した入札
- (11) 1件の入札で同じ者から2通以上の内封筒（入札書等）を提出した入札
- (12) 内訳書の提出を求められた場合において、内訳書が同封されていない入札又は入札書と内訳書の合計金額が一致しない入札
- (13) 明らかに談合と認められる入札又は入札に関して不正な行為があったとき。
- (14) 入札に関する法令、規則及び条件に違反した入札  
(開札等)

第8条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札参加者を立ち合わせて執行しなければならない。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、令第167条の8の規定により、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

2 開札の立会人は、制限付き一般競争入札にあつては、入札参加資格者通知書を、指名競争入札にあつては指名通知書を持参し、提示しなければならない。この場合において、入札室への入室は、1業者につき1名とする。

3 開札の立会人が代理人の場合は、委任状を必要とする。

4 開札の立会人は、開札時刻までに入札会場へ入室し、入札立会確認書に記名押印することにより、公正かつ適正な開札であったことを確認するものとする。

5 開札の結果、落札となるべき者が2名以上あるときは、同額（同点）抽選の方法（別紙3）により、落札者若しくは落札候補者及び次の順位以降の者を決定するものとする。

(入札の延期等)

第9条 管理者は、郵便入札において、事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。

(落札決定の通知等)

第10条 管理者は、落札者又は落札候補者を決定したときは、速やかに書面により連絡するとともに、契約手続について説明を行うものとする。

(入札結果の公表)

第11条 管理者は、落札者の決定後、速やかに入札結果を消防組合の情報コーナーにおいて公表する。

(規定の準用)

第12条 第3条から前条までに定めるもののほか、郵便入札の方法については、競争入札者心得（郵便入札用）による。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附 則（令和8年3月27日要綱第2号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 1 (第4条関係)

【外封筒】角形2号サイズ(240×332mm)

※一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送する。

(表)

	<table border="1"><tr><td>5</td><td>8</td><td>3</td></tr></table>	5	8	3	<table border="1"><tr><td>8</td><td>7</td><td>9</td><td>9</td></tr></table>	8	7	9	9
5	8	3							
8	7	9	9						

〒583-8799

**藤井寺郵便局留**

**大阪南消防組合 総務部 総務課 財政係 行**

入札書等在中

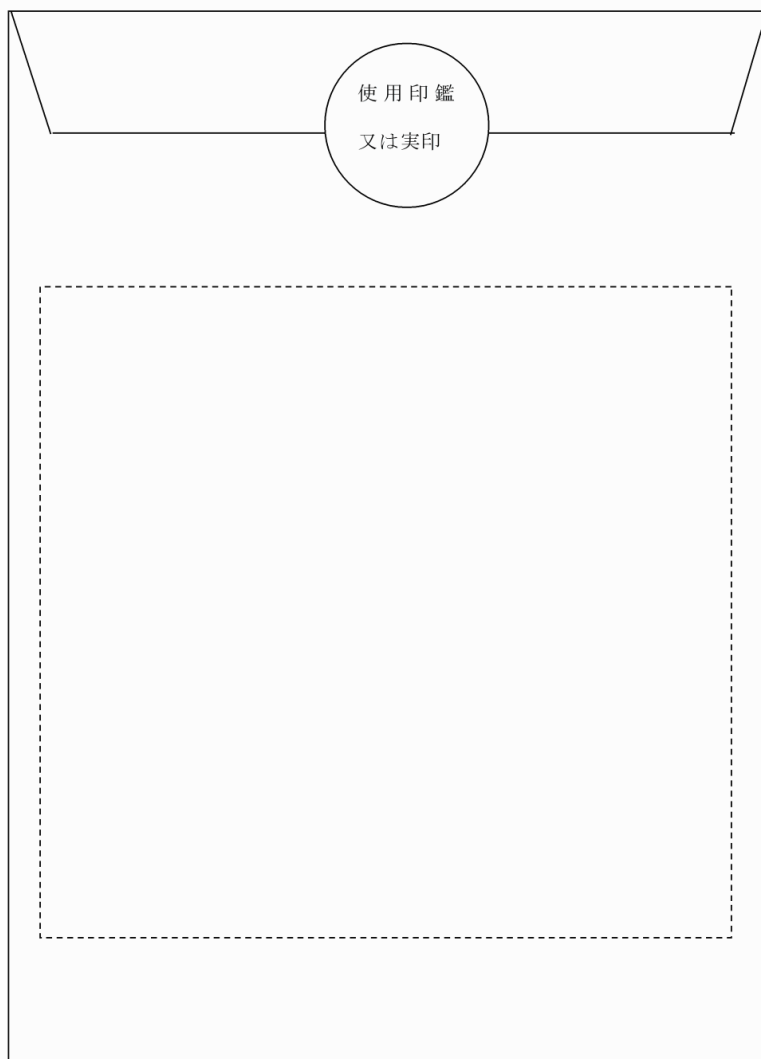
開札日時 ○○年○○月○○日

件 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○

入 札 者 商号又は名称 ○○○○○株式会社  
代表者 ○○ ○○  
住 所 ○○市○○町○丁目○番○号

※指定した外封筒用貼付シートを剥がれないよう貼りつける。

(裏)



別紙 2 (第4条関係)

【内封筒】長形3号サイズ(120×235mm)

(表)

第1回 入札書等	
開札日時	〇〇年〇月〇日 午〇 〇〇時〇〇分
件名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
入札者	
住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称	〇〇〇〇〇株式会社
代表者	代表者 〇 〇 〇 〇

※指定した内封筒用貼付シートを剥がれないよう貼りつける。

(裏)

使用印鑑 又は実印	入 札 書
--------------	-------

※内訳書が必要な場合、入札書に記載した金額と同一金額の内訳書を内封筒に同封する。

## 同額 (同点) 抽選の方法

(別紙)

郵便入札の開札の結果、落札となるべき同額 (同点) の者が 2 社以上の場合、次のくじ抽選方法により、落札者若しくは落札候補者及び次の順位以降の者を決定します。

## ① 入札書の「くじの数」欄の任意の値を記入

入札参加者は、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値 (000～999) を記入する。なお、記入がない場合などは、書留番号 (11 桁) の下 3 桁の数値を記載したものとみなします。

書留番号は、郵便追跡用に使用する番号で、\*\*\* (3 桁) - \*\* (2 桁) - \*\*\*\* (5 桁) - \* (1 桁) 合計 11 桁で表示された番号です。

## ② くじの手順

- (1) 書留番号 (11 桁) の下 4 桁の小さいものから順にくじ番号 (0、1、2、…) を付与します。
- (2) 同額 (同点) 入札の入札書に記載された任意の「くじの数」を合計し、その合計を同額 (同点) 入札者の数で除算し、余りを算出します。
- (3) 上記 (2) の計算結果による余りと一致した上記 (1) のくじ番号の入札参加者を最上位とする。
- (4) 最上位のくじ番号に 1 を足したくじ番号の入札参加者を 2 順位とする。  
この場合において、最上位のくじ番号に 1 足したくじ番号が存在しない場合には、「0 のくじ番号の入札参加者を 2 順位とする。
- (5) 3 順位以下は (4) の規定に準じて順位を決定する。

(例) 入札参加者 3 者が同額 (同点) 入札の場合

- ア 書留番号 (11 桁) の下 4 桁の小さいものから順にくじ番号 (0、1、2…) を付与する。  
(※下 4 桁が同一の数字になった場合は、下 5 桁目以降高い桁の数字を順次参照する。)

業者名	任意のくじの数	書留番号	書留番号 (下 4 桁)	くじ番号
A 社	0 7 2	5**-**-01234-1	1 2 3 4 1	0
B 社	1 2 3	3**-**-02468-6	2 4 6 8 6	1
C 社	記入がない→6 8 6	1**-**-07468-6	7 4 6 8 6	2

- イ くじの数の和を求め、同額 (同点) 入札者の数で除算し、余りを算定する。

A 社 (任意のくじ数 0 7 2)

B 社 (任意のくじ数 1 2 3)

C 社 (任意のくじ数 6 8 6)

合計 0 7 2 + 1 2 3 + 6 8 6 = 8 8 1

余り 8 8 1 ÷ 3 = 2 9 3 … 余り 2

- ウ 順位の決定

順位	業者名	くじ番号	備考
1 位	C 社	2	余りの「2」を一致するくじ番号である「C 社」が最上位
2 位	A 社	0	2 + 1 = 「3」のくじ番号が存在しないので、くじ番号が「0」の「A 社」
3 位	B 社	1	0 + 1 = 「1」と一致するくじ番号である「B 社」